

## 第6章

### 日本学術会議、特に原子核特別委員会から見た 原子核将来計画と KEK 発足

小沼 通二

慶應義塾大学 名誉教授

#### 1. 学術会議、核特委との関わり

今日はいろいろ議論したい点もありますが、原子核将来計画の経緯と KEK 発足の一端をお話させていただきます。私は、日本学術会議において、原子核将来計画に中間段階を除いて深く関わってきましたが、今日は若い人もいらっしゃるので、当時の関係者にはよく知られた話なのですが、現在の学術会議とはまったく状況が違う当時の学術会議の紹介から始めたいと思います。

そもそも日本学術会議は、1949年1月20日に発足しました。現在と違って、研究者として登録された有権者による（基本的には）3年ごとの直接選挙で、7部（文学、経済、法律、理学、工学、医学、農学）合計210人の会員を選出していました。今でもそうですが、会員外を含む多くの委員会が活動を支えてきたことも大きな特徴です。原子核将来計画は原子核特別委員会に大きな関係がありますが、これは、学術会議の会員外も含めた委員会の1つでした。

その原子核特別委員会（核特委）の前身は、学術会議発足直後に結成された原子核研究連絡委員会でした。しかしそもそもそのルーツは、学術会議発足以前にまでつながっています。第2次世界大戦における日本の敗戦後、占領軍が日本の原子核研究者に前月の活動を毎月報告するよう要請しました。軍事研究につながるおそれがあるという考えによるものでした。その報告書をとりまとめるための委員会が作られました。これがスタートでした。もっとも毎月の報告書となると「前月と同じ」という報告になるものですから、そのうち6カ月

ごとの報告に変更されました。この委員会が、学術会議発足に伴って、原子核研究連絡委員会になったのです。

このようにサンフランシスコ講和条約発効までは、占領軍に報告することが目的の委員会でしたから、発効以後は廃止してもよかつたはずですが、占領軍への報告以外の活動もいろいろしていたので、発効直後の 1952 年 6 月に原子核特別委員会となつたのです。その後、いろいろな活動を続けました。20 年後の 1972 年に学術会議は、改革の中で、「特別委員会」を新しく定義したのですが、この定義に核特委は当てはまらなかつたため、名前が再び原子核研究連絡委員会となりました。ところが物理学研究連絡委員会の中にも原子核、素粒子、宇宙線の研究者がいるので、「研究連絡委員会」が二重になつてゐるのはおかしいという意見が出て、当時の物理学研究連絡委員会と原子核研究連絡委員会が統合して、今の物理学研究連絡委員会になり、その中の原子核専門委員会に引き継がれることになつたわけです。

私と核特委の関わりについて、簡単に紹介しておきます。初めて委員に選出されたのは 1957 年です。後述しますが、原子核将来計画が始まるのは、この直後です。委員就任後 1 年もたたない 1958 年初頭に、坂田昌一委員長からの年賀状で依頼され、長期海外出張する野上茂吉郎幹事の後継者になりました。それ以来、私は学術会議にどっぷり浸かることになります。これも後述しますが、学術会議から政府への勧告が出された後の 1963 年 9 月に、長期海外出張のため辞任しました。帰国後、1969 年 9 月に委員に選出され、幹事経験もあつたことから、互選により原子核特別委員会の委員長に選ばれました。ちょうど KEK ができる当時の委員長で、いろいろなことがありました。そして先ほど申し上げたように、1972 年 4 月学術会議の改組で、核特委が解散するまで委員長をつとめました。つまり最後の委員長ということになります。

## 2. 核特委の活動と原子核将来計画

核特委はいろいろな活動を行ないましたが、主なことは、原子核研究の推進、特に原子核将来計画、国際学術交流、それから原子力問題についての発言でした。ここでもう 1 つ指摘しておかなければならぬことは、学術会議勧告の重

みです。それは現在とはまったく違います。学術会議は総理大臣につながっている政府機関のため、総理大臣に勧告ができます。実際たくさん勧告を出しましたし、また諮問もたくさんきました。その中で、学術会議からの研究所設立の勧告は原子核研究所が最初で、1953年5月に設立を勧告し、2年後の1955年に実際に発足しています。

それ以後、政府は、学術会議の勧告があつた場合だけ、国立大学共同利用研究所設立を認めることになりました。そこで研究者は、自分たちの計画を実現するためには学術会議に認めて貰わなければならぬことになります。学術会議は権威のある存在となっていました。逆に言えば、それが学術会議の“驕り”につながる面があったことは否定できません。

次に、原子核将来計画の話に移ります。このあたりの事情については、「日本物理学会誌」(1972年4月号)が高エネルギー物理学研究所発足直後の特集を組んでいまして、私も書いています。私がこれからお話しする内容のかなりの部分がここに掲載されています。図書館などで簡単に閲覧することができると思います。もう1つ、これはあまり入手しやすい資料ではありませんが、「日本学術会議 25年史」という本があります。これは福島要一さんという学術会議の生き字引的存在だった会員が中心になって著述された大変貴重な資料です。福島さんについてはいろいろ毀譽褒貶があることも承知していますが、この本は大変よくできています。自画自賛ではありませんが、原子核特別委員会の部分を書いたのは私です。

このような資料のもとになった、当時の議事録で確認しますと、初めて原子核将来計画が議題となったのは、1958年5月13日の核特委で、菊池正士委員(核研所長)が、核研が建設中の電子シンクロトロンの次の計画についての議論をしてほしいと提案します。西村純さんが当時書かれた資料によれば、核研の中で、この提案がなされたのは同年の秋だとされています。もしそうだとすると、核特委での提案が先ということになりますが、菊池さんは核研の中の議論をふまえて提案したのではなく、ご自身の思いを表明されたのだと思います。

これを受けて、核特委は次の委員会が開催された1958年6月から討議を開始しました。これが、われわれが言うところの、いわゆる原子核将来計画のスタートです。そこではいろいろ議論がありました。こうした流れの中で、物理

全体のことを考えなければならないとか、あらゆる分野のバランスをとらなければならぬという議論が出てきて、その結果、基礎科学振興の五原則や要綱、総合研究機構の構想が生まれたりしました。すなわち、一つ一つがばらばらに登場したのではなく、すべてがつながっていたわけです。

今日は細かいことは省略しますが、原子核将来計画は 1962 年 4 月の日本学術会議総会で可決され、政府に勧告されました。それから、1971 年 4 月の KEK 発足までに、なんと 9 年もかかっています。先ほど、勧告から核研の設立までに 2 年と申しました。物性研、プラズマ研なども勧告からそう期間をおかず、比較的すぐに設立されています。KEK 設立までに 9 年かかった理由として、ある人は「研究者が不要・不適切な議論をしたからだ」と言い、また別の人には「政府が無理解だからだ」と言います。私は、実は両方の原因があったと思っています。これについても後述します。

### 3. 大学共同利用研究機関設立の経緯

次に、大学共同利用研究機関がどのようにして設立してきたかについて話していくたいと思います。

1962 年 4 月に出された原子核将来計画の学術会議勧告の中に、「設立する素粒子研究所（当時はこの名前が使われていました）は、従来の制度の下での共同利用研究所では不十分なので、もっと進んだ研究体制が必要である」という表現があります。この勧告の中では、大学の枠を超えて、大学と大規模研究所の研究を有機的に連携させて物理学全体の問題に対応するための物理科学総合研究機構の構想も記述しています。

同年（1962 年）6 月から、この勧告をうけて文部省でも検討が始まりました。文部省大学学術局長の諮問機関である国立大学研究所協議会で検討が開始されたのです。今日は時間の関係で、新しい研究体制に絞って話を進めていきますが、素研の体制の検討は、研究所協議会の下に新設された共同利用研究所小委員会が担当することになりました。武藤俊之助委員長の名前から、略称として、武藤委員会といわれていました。

武藤委員会での中間報告は 1962 年 10 月、1963 年 7 月の 2 回出されています。

いずれも、かなり素早い対応であったと言えるでしょう。ここで、国立共同研の3つの形態を提示して、「文部大臣の付属機関として、共同利用推進会議を設けて、ここに研究所を置くことが望ましい」と報告しました。その後、国立大学研究所協議会の議論は、新設された学術奨励審議会が引き継ぎ、その中の学術研究体制分科会（茅委員会；茅誠司委員長）が検討を開始しました。

1966年8月に、茅委員会が文部大臣への正式報告書を提出します。規模の巨さや内容の新規性に鑑みれば、1962年の勧告から4年での報告は、核研の2年に比べれば長いですが、決して遅すぎたという批判は当たらないと思います。この報告書の中では、「全国共同利用の素粒子研究所を、文部省所轄の国立研究所として創設する」を正式結論としています。ただし、「引き続き内部組織、定員、創設の年次計画等について審議を続ける」と留保条件もつけています。いずれにしても、この報告書によれば、研究所の創設自体についての結論はすでに出されたという位置づけです。実際、1967年に、文部大臣の諮問機関として新たに設置された学術審議会で、「素粒子研究における研究体制」を諮問事項の1つとして取り上げられることになり、学術審議会の中に学術研究体制特別委員会（小谷委員会；小谷正雄委員長）が作られ、研究体制について検討が始まりました。

1967年12月の総会で、茅会長（学術審議会会长）、小谷委員長は、特別委員会の報告を了承して文部大臣に答申しようとしていますが、その方針に多くの委員から強い異論が出て、設置の是非の議論まで戻ることになってしまいました。つまり、設置自体はすでに了承されていて、体制だけの問題だったはずなのですが、さまざまな分野の委員から異論が出て審議がストップしてしまったのです。これは私に言わせれば、文部省側の、あるいは文部省の中の委員会側の混亂とやりすぎであったと思います。そして実際には、素粒子研設置問題を議論すると言いながら、1968年6月まで放置されたままの状態が続きました。これも私に言わせれば、文部省側の問題であったと思います。この時期、何をしていたかと言えば、科研費の制度変更の問題を集中して検討していたわけです。それはそれで大事な問題であることは認めますが、研究所の問題も長年かかっているわけですから、早急に決定すべきであったと思います。

結局、改めて1968年6月に新しく2つの委員会を設置します。その1つが、

学術研究条件特別委員会（武藤委員会；武藤俊之助委員長）でした。<ここで注意していただきたいのは、この委員会は先ほど述べた研究所協議会の中の武藤委員会とは全く別の武藤委員会です。>そしてもう1つが、学術研究体制特別委員会（伏見委員会；伏見康治委員長）です。この動きの中で、1968年11月の学術審議会総会において、素研の体制についての小谷案を可決しました。ところがそのとき、武藤委員会と伏見委員会は、文部省の枠の中では規模が大きすぎるとして、4分の1縮小案を提案しました。

先に、文部省側にいくつか問題があると指摘しましたが、研究者側にも問題がないわけではなかったので、ここでそのことについても触れておきたいと思います。それは加速器の機種変更問題でした。非常に強度の強いユニークな12GeVの機械を予定の期間内に作るのは困難だとして、40GeVに機種変更しました。その機種変更自身に理由がなかったと言うつもりはありません。それだけの理由があったのだと思います。しかし他分野の人から見れば、練っていない計画を出したと見られても仕方ないでしょう。この席においての当時の関係者の方々は、この点について異論があるかもしれません、それは後の討論の中で明らかにしていただければと思います。

ともあれ、そのような状況の中で4分の1縮小案が出されたわけです。1968年11月という時期は、1969年の予算案の国会審議の時期です。そのこともあって、学術審議会側は研究者に、4分の1縮小案を受諾するかどうか年末までに決めてほしいと要求します。しかし研究者側がそれほど短期間にすぐ結論を出せるわけはありません。そこで期限を越えて議論が続きます。

ここで、研究者側の動きを整理してみます。時期はずっと戻りますが、前にも指摘したように、核特委に研究体制小委員会が設置され、糾余曲折の議論が続きます。研究者側の動きの中で一番重要なのは、学術会議が1967年秋の総会で政府に勧告した「共同利用研究機関のあり方」です。もっと言えば、「共同利用研究機関のあり方」のプロモーターは物理ですから、勧告の中に例として素粒子研究所が登場します。これは4分の1縮小案が出される少し前の時期ですが、その後の大学共同利用研究所・研究機関について考えるにあたっては、ぜひ全文を読んでいただきたい資料です。時間の関係で今日は紹介しませんが、学術会議、核特委が長年機会あるごとに主張してきたことのかなりの内容が網

羅されています。

ところで、1968年の学術審議会の4分の1縮小案は、1969年3月の核特委が否決します。そして、急遽まとめた5年計画を全国の研究者の投票にかけたところ、高エネルギー、低エネルギー、核物理分野はぎりぎりで承認しましたが、宇宙線分野でわずか0.5票の差で信任が得られず否決されました。全部の分野で賛成が得られることを条件にしていましたので、1つの分野でも反対があれば信任されないことになるわけで、その結果、核特委は総辞職しました。それによってますます研究が遅れたわけです。

1969年9月に発足した新しい委員による核特委は、さらに半年後の翌1970年2月になってようやく、現実的対応として4分の1縮小案の受け入れを決定します。そして、皆さんご存知のように、1971年4月に、KEKが大学共同利用機関として発足しますが、それまでまったく問題なくスムーズに経過したわけではなく、今回の研究会でも議論されているような体制の問題が起きています。

すなわち、研究者は、大学との研究交流、人事交流の円滑化のために教育公務員特例法準用範囲の確認と拡充を求めました。皆さんは教育公務員特例法を読む機会はないと思いますが、私は必要上、その中身までつぶさに調べることになりました。この法律は国立大学などの教員用に作られていますから、国立学校以外の研究者に適用することはできず、いろいろ無理が生じます。そこで準用を求めるわけですが、どの範囲を準用とするかという問題が生じました。準用範囲については、物理学者は法律的に素人ですから決めることはできません。しかし法律家は物理の現状を知りませんから、法律文書としては通用しても現実に適合しない面がどこか分かりません。そこで学術会議は、原子核特別委員会委員長であった私と、学術会議の中の行政法専門家であった杉村敏正先生の2人に対して、どこまでを準用範囲とするのが適当か調査するように命じました。それで私は、国家行政関係の法律に大変詳しくなりました。

結局、学術会議会長と私が国会に呼ばれて、一連の経緯について報告し、その結果、自画自賛になりますが、それまでは政府の方針の中になかった新しいこともいろいろ盛り込まれました。学術会議の要望がすべて認められたわけではありませんが、国会で「政府は研究者の研究や人事面の交流が円滑に進むよう配慮しなければならない」という付帯決議がつけられました。付帯決議には

縛りがなく一方的な希望でしかありませんが、そういう状況の中で、先にも申し上げたように、1971年4月に、KEKが新しい大学共同利用機関として発足しました。

以上が、私の目から見た物語です。